

平成27年5月19日
初等中等教育分科会
チーム学校作業部会
参考資料

学校や教育委員会の指導体制について

文部科学省 初等中等教育局
初等中等教育企画課

指導主事の現状について

指導主事に関する職務規定

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)(抄)

(指導主事その他の職員)

第18条 都道府県に置かれる教育委員会(以下「都道府県委員会」という。)の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

2 市町村に置かれる教育委員会(以下「市町村委員会」という。)の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

3 指導主事は、上司の命を受け、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)をいう。以下同じ。)における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校(地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。)の教員(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。)をもつて充てることができる。

5 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

6 技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。

7 第1項及び第2項の職員は、教育委員会が任命する。

8 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定するものとする。

9 前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に関し必要な事項は、政令で定める。

市町村教委事務局の職種別本務職員数

区 分	17年度	19年度	21年度	23年度	(構成比)	25年度	(構成比)	(増減)
	人	人	人	人	%	人	%	人
総 数	58,409	55,803	54,426	54,280	(100.0)	53,583	(100.0)	△697
増 減	△2,503	△2,606	△1,377	△146		△697		
対前回伸び率	△4.1%	△4.5%	△2.5%	△0.3%		△1.3%		
指 導 主 事	3,795	4,177	4,428	4,579	(8.4)	4,720	(8.8)	141
充て指導主事	1,138	1,168	1,189	1,417	(2.6)	1,399	(2.6)	△18
社会教育主事	2,124	1,696	1,504	1,366	(2.5)	1,292	(2.4)	△74
派遣社会教育主事	735	424	248	154	(0.3)	140	(0.3)	△14
社会教育主事補	102	61	40	47	(0.1)	25	(0.0)	△22
事 務 職 員	46,050	44,048	42,873	42,246	(77.8)	41,695	(77.8)	△551
技 術 職 員	2,741	2,655	2,597	2,759	(5.1)	2,738	(5.1)	△21
労 務 職 員	1,724	1,574	1,547	1,712	(3.2)	1,574	(2.9)	△138

(注)「派遣社会教育主事」については、派遣された市町村教育委員会段階の延べ人数である。
このため、都道府県教育委員会段階の実人数で把握した7ページとその数値が異なる。

都道府県別 市町村教委事務局の指導主事数(平成25年度)

区分	職員総数	指導主事	充て指導主事
全国	53,583	4,720	1,399
北海道	3,121	113	31
青森	820	74	—
岩手	794	24	35
宮城	991	50	6
秋田	727	42	1
山形	736	81	5
福島	1,006	76	4
茨城	1,381	134	11
栃木	1,185	127	6
群馬	991	78	28
埼玉	2,636	473	—
千葉	2,600	282	2
東京	4,087	—	248
神奈川	1,956	368	5
新潟	1,407	107	3
富山	372	13	1
石川	561	44	3
福井	508	5	17
山梨	465	11	2
長野	1,266	24	10
岐阜	877	110	—
静岡	1,229	220	—
愛知	1,877	164	2

区分	職員総数	指導主事	充て指導主事
三重	843	123	9
滋賀	735	33	123
京都	1,071	63	102
大阪	2,610	485	83
兵庫	1,896	159	276
奈良	777	52	35
和歌山	629	82	—
鳥取	361	36	5
島根	517	46	11
岡山	805	110	7
広島	1,190	162	6
山口	688	86	21
徳島	419	16	4
香川	400	34	3
愛媛	610	11	42
高知	455	15	18
福岡	2,003	157	12
佐賀	560	32	2
長崎	685	43	73
熊本	973	71	2
大分	666	75	8
宮崎	764	50	4
鹿児島	1,326	95	111
沖縄	1,007	64	22

(出典)平成25年度 教育行政調査(文部科学省)

市町村教委の指導主事等の配置状況(平成25年度)

区分	市町村 教育委員会 数	本務職員 を置く 教育委員 会	指導主事 を置く 教育委員 会	充て指導 主事を 置く教育 委員会	指導主 事・充て 指導主事 を置く 教育委員 会	社会教育 主事を 置く教育 委員会					
		配置率	配置教委 当たり 平均人数	配置率	配置教委 当たり 平均人数	配置率	配置教委 当たり 平均人数	配置率	配置教委 当たり 平均人数	配置率	配置教委 当たり 平均人数
総数	1,819	% 98.9	人 29.8	% 52.3	人 5.0	% 14.3	人 5.4	% 63.3	人 5.3	% 42.4	人 1.7
50万人以上	34	100.0	198.6	67.6	38.4	47.1	30.3	97.1	41.4	64.7	3.7
30万人以上50万人未満	49	100.0	105.4	77.6	17.0	34.7	9.9	100.0	16.6	57.1	2.3
10万人以上30万人未満	203	100.0	65.3	77.3	8.6	28.6	6.4	99.5	8.5	57.6	1.9
5万人以上10万人未満	271	100.0	39.6	74.5	4.2	21.0	3.3	89.7	4.3	48.7	1.9
3万人以上5万人未満	245	100.0	27.3	72.2	2.8	17.1	2.1	83.7	2.8	48.2	1.5
1万5千人以上3万人未満	302	100.0	17.2	53.0	1.6	12.3	1.6	63.6	1.6	38.4	1.5
8千人以上1万5千人未満	230	100.0	11.7	43.0	1.3	5.2	1.3	47.8	1.3	37.8	1.4
5千人以上8千人未満	166	100.0	8.7	36.1	1.1	4.8	1.1	40.4	1.1	36.7	1.3
5千人未満	237	100.0	5.8	11.4	1.0	5.5	1.1	16.9	1.0	36.7	1.3
一部事務組合	79	74.7	4.2	8.9	2.6	1.3	2.0	10.1	2.5	3.8	1.7
共同設置教育委員会	1	100.0	12.0	100.0	2.0	—	—	100.0	2.0	100.0	3
広域連合教育委員会	2	100.0	9.5	50.0	2.0	—	—	50.0	2.0	—	—

(出典)平成25年度 教育行政調査(文部科学省)

指導主事等の数別の市町村教委数(平成25年度)

区 分	総 数	人口	30万人	10万人	5万人	3万人	1万5	8千人	5千人	5千人	一部	共同設置	広域連合	
		50万人	以上	30万人	以上	以上	以上	千人	以上	未	事務	教育委員	教育委員	
		以上	50万人	30万人	10万人	3万人	千人	以上	未	未	組合	会	会	
		未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	
指導主事	総 数	1,819	34	49	203	271	245	302	230	166	237	79	1	2
	0人	867	11	11	46	69	68	142	131	106	210	72	-	1
	1人	322	1	-	8	19	39	94	73	57	27	4	-	-
	2~3人	260	1	-	14	66	88	61	25	3	-	-	1	1
	4~5人	137	-	1	21	63	44	5	1	-	-	2	-	-
	6人以上	233	21	37	114	54	6	-	-	-	-	1	-	-
指導主事+ 充て指導主 事	総 数	1,819	34	49	203	271	245	302	230	166	237	79	1	2
	0人	668	1	-	1	28	40	110	120	99	197	71	-	1
	1人	372	-	-	8	21	42	116	80	62	39	4	-	-
	2~3人	313	-	-	20	84	104	67	29	5	1	1	1	1
	4~5人	170	-	2	35	72	51	7	1	-	-	2	-	-
	6人以上	296	33	47	139	66	8	2	-	-	-	1	-	-

(出典)平成25年度 教育行政調査(文部科学省)

都道府県教委事務局の職種別本務職員数

区 分	17年度	19年度	21年度	23年度	(構成比)	25年度	(構成比)	(内 訳)		(増減)
								本 庁	教育事 務所	
	人	人	人	人	%	人	%	人	人	人
総 数	17,440	16,483	15,780	15,561	(100.0)	15,516	(100.0)	11,381	4,135	△45
対前回伸び率	△3.3%	△5.5%	△4.3%	△1.4%		△0.3%				
指 導 主 事	1,364	1,414	1,519	1,575	(10.1)	1,685	(10.9)	1,333	352	110
充て指導主事	3,264	3,063	2,888	2,918	(18.8)	2,889	(18.6)	1,504	1,385	△29
社会教育主事	700	627	588	583	(3.7)	595	(3.8)	315	280	12
派遣社会教育主事	675	398	216	149	(1.0)	127	(0.8)	44	83	△22
社会教育主事補	45	31	30	24	(0.2)	38	(0.2)	31	7	14
事 務 職 員	10,527	10,222	9,847	9,667	(62.1)	9,542	(61.5)	7,583	1,959	△125
技 術 職 員	767	656	637	600	(3.9)	600	(3.9)	541	59	—
労 務 職 員	98	72	55	45	(0.3)	40	(0.3)	30	10	△5

(注)「派遣社会教育主事」については、都道府県教育委員会段階で把握した実人数である。

このため、派遣された市町村教育委員会段階の延べ人数で把握した3ページとその数値が異なる。

(出典)平成25年度 教育行政調査(文部科学省)

都道府県別 都道府県教委事務局の指導主事数(平成25年度)

区分	職員総数	指導主事	充て指導主事
全国	15,516	1,685	2,889
北海道	966	16	181
青森	308	43	48
岩手	305	29	70
宮城	393	39	47
秋田	312	—	102
山形	283	9	77
福島	347	61	55
茨城	320	—	101
栃木	322	88	24
群馬	309	82	12
埼玉	562	34	116
千葉	626	124	86
東京	554	16	94
神奈川	508	62	18
新潟	312	32	34
富山	240	—	102
石川	237	31	70
福井	161	32	14
山梨	249	40	14
長野	292	—	148
岐阜	347	80	59
静岡	245	14	12
愛知	451	106	53

区分	職員総数	指導主事	充て指導主事
三重	262	—	77
滋賀	206	1	41
京都	402	—	92
大阪	468	106	8
兵庫	342	—	114
奈良	191	45	15
和歌山	217	9	21
鳥取	188	19	43
島根	315	116	19
岡山	240	40	—
広島	365	—	96
山口	252	40	17
徳島	181	13	38
香川	171	23	20
愛媛	272	58	42
高知	289	22	95
福岡	469	21	101
佐賀	241	53	38
長崎	247	49	50
熊本	357	13	134
大分	263	61	29
宮崎	265	31	66
鹿児島	327	—	121
沖縄	337	27	75

(出典)平成25年度 教育行政調査(文部科学省)

指導教諭の現状について

指導教諭に関する職務規定

○ 学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)

第37条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

- 2 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。
- 4 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 5 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 6 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- 7 教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
- 8 教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)に事故があるときは校長の職務を代理し、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。
- 9 主幹教諭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。
- 10 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 11～18 略
- 19 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第九項の規定にかかわらず、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

指導教諭等の数及び登用者数(平成26年4月1日現在)

	小学校	中学校	高等学校・ 中等教育学校	特別支援学校	合計
公立学校数 本校 分校<外数>	20,357 <201>	9,626 <81>	3,577 <89>	924 <113>	34,484 <484>
校長数	19,977	9,320	3,540	924	33,761
うち 校長登用者数	3,203	1,243	689	207	5,342
副校長数	1,750	900	758	238	3,646
うち 副校長登用者数	271	141	246	65	723
教頭数	18,640	9,095	4,761	1,350	33,846
うち 教頭登用者数	3,272	1,692	884	298	6,146
主幹教諭数	9,009	6,224	3,432	1,077	19,742
うち 主幹教諭 登用者数	1,901	1,204	610	215	3,930
指導教諭数	828	529	407	109	1,873
うち 指導教諭 登用者数	215	110	75	19	419

新たな職(副校長、主幹教諭、指導教諭)の導入状況(平成25年度)

○副校長 : 校長を助け、校長から命を受けて校務をつかさどる。

(学校教育法第37条第5項等)

【設置区市数: 44都道府区市、設置人数: 3,646名】

○主幹教諭: 校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育等をつかさどる。(学校教育法第37条第9等)

【設置区市数: 55都道府区市、設置人数: 19,742名】

○指導教諭: 児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(学校教育法第37条第10項等)

【設置区市数: 23都府区市、設置人数: 1,873名】

出典: 平成25年度公立学校教職員の人事行政状況調査(文部科学省調べ)

調査対象: 人事権を持つ67都道府県・指定都市教育委員会

学校や教育委員会の指導体制に関する 答申・報告等

今後の地方教育行政の在り方について(答申)(抄)

(平成10年9月21日 中央教育審議会)

4 市町村教育委員会の事務処理体制の充実

教育における地方分権を推進するとともに、個性豊かな子どもの育成を目指す教育改革を推進するためには、住民に身近な教育行政を担う市町村教育委員会の果たすべき役割は一層増大すると考えられる。しかしながら、現在の行財政事情等を勘案すると、すべての市町村が単独で事務処理体制の充実を図ることには限界がある。このため、今後、市町村教育委員会の規模の拡大と機能の充実を図る観点から、広域連合や教育委員会の共同設置による事務処理の広域化や共同処理の促進、**専門的職員の充実**、事務や権限の委託などを促進する必要がある。また、そのような観点からも、市町村の自主的合併が期待される。

以上のような観点から、これに関連する制度等について以下のように見直し、改善を図る必要がある。

具体的改善方策

(事務処理の広域化を促進するための方策)

- ア 広域連合や事務組合に置かれる教育委員会、共同設置教育委員会に対して、充て指導主事の配置や社会教育主事の派遣などの支援に努めること。
- イ 都道府県と市町村によって構成される広域連合に教育委員会を設置できるよう、「地教行法」第2条の規定を見直すこと。

(専門的職員の充実と地域の多様な人材の活用)

- ウ 地域住民の多様な要望にこたえてきめ細かい行政を展開するため、**市町村教育委員会の指導主事や社会教育主事等の専門的職員の充実に努めること。**

エ 教育委員会の機能の充実に資するため、例えば、特別に配置する教員等を本務の遂行に留意して活用することにより、勤務校以外の学校の教育課程の編成や教育内容・方法等に関する専門的事項の指導を委嘱したり、非常勤職員の活用を図るなどの工夫を講じること。また、平成13年度から高齢者再雇用制度を実施する方向で準備が進められていることを踏まえ、豊かな経験を有する退職教職員を活用する方策について検討を進めること。

(小規模な市町村教育委員会における事務処理体制の在り方の見直し)

- オ 市町村の規模や状況に応じて、物品の購入や施設の修繕、契約の締結などの事務をその所管する学校に委託するなどの工夫を講じること。
- カ 市町村の規模や状況に応じて、所管する学校の教育内容・方法に関する指導など専門的事務を都道府県の教育事務所や隣接する市などに委託するなどの工夫を講じること。

学校の組織運営の在り方について(作業部会の審議のまとめ)(抄)

(平成16年12月20日 中央教育審議会 初等中等教育分科会
教育行財政部会 学校の組織運営に関する作業部会)

(2)学校の組織体制の再編整備

②学校運営を支える機能の充実

学校組織については、校長、教頭以外は横に並んでいる、いわゆる「なべぶた」組織であると言われている。これは、一人一人が責任を持って業務に当たる上では一定の役割を果たすかもしれないが、組織的な学校運営をかえって難しくしている面もあるのではないか。このような組織では、前述の「一人一役」の考え方とあいまって、その場の対応に終始したり、責任の所在を不明確にするおそれもあると考えられる。

前述のように、学校の権限の拡大などに伴い、このような「なべぶた」組織では対応しきれないと考えられることから、組織的な学校運営を支える機能が重要であると言える。先に述べたように、学校においては集団としての力を生かすことが求められることから、組織的な学校運営においては、校長、教頭のもとでそれぞれのグループをまとめたり調整を行う中間的な指導層の役割も大切である。同時に、新たな課題への対応も含め、様々な専門職や外部の力の活用が求められているところであり、これらを有機的に連携させ、学校全体の総合力を向上させるよう調整を図る機能も大切である。

主任制については、中央教育審議会の提言も踏まえながら、一層の定着が図られてきたところであり、全体としては概ね定着してきていると考えられる。特に教育指導面などにおいてその機能を果たしているという認識がある一方で、例えば校長の方針などを組織全体に伝達するには一人一人に説明することになるなど、校務運営面では必ずしも十分に機能していないという指摘もある。これに対し、東京都では担当する校務をつかさどる主幹を置いているが、これについては、担当する校務の責任ある処理が期待できるとともに、管理職と各職員のいわばパイプ役となってその意思疎通や理解に寄与するなどの効果が見られるという指摘もある。

これらを踏まえ、学校運営を支える機能の充実について検討する必要があると考えるものである。

さらに、学校組織においては、職員の横並びが指摘される一方で、横の連携が必ずしも十分に行われず、例えば、授業を他の教員に見せたがらない、指導方法について相談することを好まない、あるいは先輩が後輩を指導することが余りないなど、OJT(On the Job Training)が十分に行われず、一人の職員の研修の成果が他の職員になかなか共有されないこともある。組織的な学校運営を支える在り方の一つとして、組織力の向上に資するよう職員間の連携を更に図ることも大切であると考え。

(次頁に続く)

(4) 管理職の一層の適材確保

組織的な学校運営を進める上でも、校長やこれを支える教頭といった管理職に人を得ることが肝要であることは言うまでもないところである。

管理職の適材確保については、これまでも、その選考の在り方について、知識等に偏重しないで、より人物、識見を重視する方向で、例えば面接を取り入れたり、筆記試験の比重を少なくするなどの取組が行われてきたところである。また、その研修においてマネジメント研修や社会体験を取り入れるなど、管理職としての能力の向上を図る取組も進められてきたところである。さらに、中央教育審議会の提言を踏まえ、平成12年の学校教育法施行規則の改正により、校長、教頭の資格要件を緩和する制度改正が行われた。これにより、各教育委員会において、民間人をはじめ幅広い人材の登用が図られているところであるが、これについては、今後、その成果を地域全体に広げていくことが課題となっていると言える。

これらを踏まえ、管理職の一層の適材確保について検討する必要があると考える。

②教育委員会の学校支援

組織的な学校運営を進めるには、前述の管理職の適材確保、あるいは組織体制の整備などと同時に、**教育委員会が学校を支援する機能を強化することが不可欠**である。これについては、地方教育行政部会で同様の検討が行われているが、本作業部会としても、以下の点について言及があったところである。

○ 学校への支援の強化や教育委員会とのパイプ役となるよう、校長職、教頭職に相当する学校支援の専門職を教育委員会に置くことができるような仕組みについて検討する必要があるのではないかと考える。その場合、これを含め計画的な人事を行うことにより、管理職の在職期間の長期化を図ることも考えられる。

○ 特に危機管理などにおいて学校を支援する機能を充実し、例えば事件、事故などの場合、法務相談をはじめ学校を支援し、学校に過度の責任を負わせないようにすることが求められる。

○ **教育委員会の行政評価の中で、教育委員会の学校への支援が十分に行われているかチェックすることも重要な視点である**と考える。

○ 学校の権限の強化に伴い、学校が適切にその権限を行使しているか、管理職のマネジメントがうまく機能しているかなどについて、学校現場自らや住民が評価することが重要になるであろう。

○ 学校の評価に関連して、学校現場からのフィードバックを可能にするシステムについても検討する必要があると考える。

新しい時代の義務教育を創造する(抄)

(平成17年10月26日中央教育審議会 答申)

第2部 各論

第3章 地方・学校の主体性と創意工夫で教育の質を高める―学校・教育委員会の改革―

(2) 教育委員会制度の見直し

ア 教育委員会の設置の在り方

○ したがって、教育委員会制度の今後の在り方については、全ての地方自治体に設置することなど現在の基本的な枠組みを維持しつつ、それぞれの自治体の実情にあわせた行政が執行できるよう制度をできるだけ弾力化するとともに、教育委員会の機能の強化、首長と教育委員会の連携の強化や教育委員会の役割の明確化のための改善を図ることが適当である。

○ なお、教育委員会の機能の強化については、平成17年1月の地方教育行政部会の部会まとめにおいて様々な方策が指摘されているところであり、特に、教育委員に適材を確保するための選任の改善、教育委員会が責任を持って意思決定できるようにするための教育委員会会議の工夫や公開、住民の意向や教育現場の実情の把握、指導主事など事務局体制の強化、市町村教育委員会の事務処理の広域化等を進めることが重要である。

今後の教員給与の在り方について(抄)

(平成19年3月29日 中央教育審議会 答申)

第二章 教員の校務と学校の組織運営体制の見直し

2. 学校の組織運営体制の見直し

○ 現在の学校はいわゆる鍋蓋型組織となっており、管理職である校長・教頭以外は職位に差がない教諭が大多数を占めている。その結果、学校をめぐる環境の複雑化に伴い、教頭の学校運営に係る各種調整のための業務が増大してきており、教員勤務実態調査暫定集計の結果においても教頭のこれらに係る勤務時間がかなり長くなっている。より円滑な学校運営を実施していくためには、教頭の業務のサポートが必要となってきた。

○ このような状況を踏まえ、教頭の複数配置を促進するとともに、校長を補佐し、担当する校務を自ら処理する副校長(仮称)制度や校長及び教頭を補佐して担当する校務を整理するなど、一定の権限を持つ主幹(仮称)制度の整備を行うことが必要である。その場合においては、副校長(仮称)や主幹(仮称)の職務内容や既存の職との関係を整理するとともに、学校の組織運営上の必要性、学校規模や市区町村及び各学校の状況などを踏まえつつ、都道府県・政令指定都市教育委員会の判断により学校に配置できるようにすることが必要である。

○ 各学校においては、校務分掌上の部科や主任の在り方等既存の学校組織の在り方の見直しを行うとともに、必要に応じて都道府県・政令指定都市教育委員会から教頭の複数配置、主幹(仮称)や事務長(仮称)の配置などを受けるとにより、一層効率的な学校運営組織の構築を図るとともに、校務分掌や役割分担の在り方を整理していくことが必要である。

3. 学校の指導体制の充実

○ 教育の質の向上を図るためには、校外における研修の充実だけでなく、校内におけるOJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング:職場内研修)を通じて、日々の実践の中で個々の教員の資質向上を図ることが重要であり、そのためには、指導力に優れた教諭が、他の教諭等に対して日常的に教育上の指導助言や研修を行い、学校全体として教員の指導力を高めていくことが必要である。

○ このため、各学校の必要性に応じて、指導力に優れ、他の教諭等への教育上の指導助言や研修に当たる職務を担う指導教諭(仮称)の職を設け、都道府県・政令指定都市教育委員会の判断により、学校に配置できるように制度の整備を行い、教諭のキャリアの複線化に資するようになることが必要である。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について(通知) (平成20年1月23日 19文科初第1074号)(抄)

副校長等の職の設置に関する留意事項について

副校長等の職の設置に関する留意事項については、平成19年7月31日付け文部科学事務次官通知(文科初第536号)第二の第5において既にお示したところですが、加えて、今回の政省令の改正内容も踏まえ、各教育委員会等におかれては以下の事項についても留意願います。

1 副校長に関する事項

(1) 公立学校に置く副校長を、学校教育法上の副校長として位置付けるためには、当該学校を設置する教育委員会が定める学校管理規則に、副校長は、校長を助け、任された校務をつかさどることを職務とする趣旨の規定を設ける必要があること。

(2) 「学校教育法上の副校長」の職務は、校長から命を受けた範囲で校務の一部を処理することができるものであること。

(3) 副校長を置く場合には、教育委員会規則等の改正を行い、副校長が自らの権限と責任で処理できる事項について明らかにすることが望ましいこと。

2 主幹教諭に関する事項

(1) 公立学校に置く主幹教諭を学校教育法上の主幹教諭として位置付けるためには、当該学校を設置する教育委員会が定める学校管理規則に、主幹教諭は、校長、副校長又は教頭を助け、任された校務を整理し、及び授業を受け持つことを職務とする趣旨の規定を設ける必要があること。

(2) 「学校教育法上の主幹教諭」の職務は、命を受けて担当する校務について一定の責任を持って取りまとめ、整理し、他の教諭等に対して指示することができるものであること。

(次頁に続く)

(3) 主幹教諭が校長等から命を受けて担当することができる具体的な校務には、①学校の管理運営に関する事項、②教育計画の立案・実施その他の教務に関する事項、③保健に関する事項、④学校の生徒指導計画の立案・実施その他の生徒指導に関する事項、⑤進路指導に関する学校の全体計画の立案その他の進路の指導に関する事項などが含まれるが、主幹教諭は、こうした学校運営上基本的な校務のうち任されたものを整理すること。

(4) 主幹教諭の職務は、「校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理」と規定されている(学校教育法第37条第9項)一方、主任等の職務は「校長の監督を受け」「連絡調整及び指導、助言に当たる」(学校教育法施行規則第44条)等と規定されている。これらの規定上、主幹教諭の職務は主任等の職務を包含することとなる。このため、当該主任等の担当する校務を整理する主幹教諭が置かれている場合には、当該主幹教諭が主任等の職務を含めて担当することとなることから、当該主任等を置かなくてもよいこととしたこと。

なお、例えば、特に生徒指導に課題を抱えているような学校において、生徒指導を担当する主幹教諭と生徒指導主事を置くような場合等、必要に応じ、主幹教諭と主任等を重ねて置くことが考えられること。

その場合、当該主任等の職務が形骸化することのないよう、各教育委員会等は、当該学校の校務の量や内容について、よく把握した上で、主幹教諭と主任等を重ねて置く必要性を判断すること。

(5) 特別支援学校においては、部主事に主幹教諭、指導教諭又は教諭を充てることとしているが、部主事に教諭が充てられている部に、主幹教諭を置く場合は、相互の職務や権限等について混乱が生じないよう、学校管理規則や校務分掌規程等を整備する必要があること。

(次頁に続く)

3 指導教諭に関する事項

(1) 公立学校に置く指導教諭を、学校教育法上の指導教諭として位置付けるためには、当該学校を設置する教育委員会が定める学校管理規則に、指導教諭は、授業を受け持ち、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために指導及び助言を行うことを職務とする趣旨の規定を設ける必要があること。

(2) 「学校教育法上の指導教諭」の職務は、学校の教員として自ら授業を受け持ち、所属する学校の児童生徒等の実態等を踏まえ、他の教員に対して教育指導に関する指導、助言を行うものであること。

4 副校長、主幹教諭及び指導教諭に関する共通事項

(1) 現在、学校に置かれている独自の職のうち、「副校長」、「主幹教諭」及び「指導教諭」という名称を用いているものについて、学校教育法上の職と位置づけられない場合には、これらの職と混乱することがないように、名称を変更する必要があること。

(2) 副校長等の設置に当たっては、例えば、教諭と職務内容が実質的に変わらないにもかかわらず、主幹教諭と位置付け処遇するような、処遇の改善だけを目的とした運用を行わないこと。選考の基準を要綱等で定めるに当たっては、選考が形式的なものとならないよう、その対象者や選考方法等について、留意すること。

(3) 副校長等の職が適切に機能し、各教職員の適切な役割分担と協力の下で教育活動や校務運営が円滑かつ効果的に行われるよう、適正な校務分掌を整えることが重要であることから、各教育委員会等においては、副校長等の配置の効果について検証し、例えば、副校長等のみに業務が集中することのないよう、必要な指導を継続的に行っていくことが望ましいこと。

(4) 義務教育費国庫負担金においては、学校教育法上の職として位置づけられる場合に、副校長等の給与に要する経費について国庫負担を行うものであること。

今後の地方教育行政の在り方について(答申)

(平成25年12月13日 中央教育審議会)(抄)

Ⅲ 今後の地方教育行政の在り方について

1. 教育委員会制度の在り方について

(6)教育行政関係者の資質能力の向上等について

●教育長には、強い使命感を持ち常に自己研鑽に励む人材が求められ、「学び続ける教育長」の育成を担保するため、国、都道府県、大学等が主体となって、現職の教育長の研修を積極的に実施することが必要である。

●教育行政部局の体制強化のため、教育職、行政職双方の職員の資質向上に努めることが必要である。小規模の市町村においては、指導主事の配置が進むよう、国や県の財政的支援が求められる。また、教育事務の処理の広域化に取り組むことも期待される。さらに、学校への指導教諭の配置・活用を進め、学校現場からの指導体制の強化を図ることも必要である。

①教育長等の資質・能力の維持・向上の方法について

・教育長を地方教育行政の責任者として明確化することにより、今までにもまして、教育長の資質・能力の担保が重要となり、強い使命感を持ち常に自己研鑽に励む人材が求められる。

・また、「学び続ける教育長」の育成を担保するため、国(独立行政法人教員研修センター)、都道府県、大学等が主体となって、現職の教育長の研修を積極的に実施することが求められる。その際、現在、教育行政部局だけでは処理しきれない分野横断的な行政課題が多くなっていることから、教育の専門的知識だけではなく、福祉、雇用、産業、環境等様々な分野に関する知識の習得が求められる。

(次頁に続く)

②教育行政部局の体制強化の方策について

・責任者たる教育長と事務局スタッフの総和である「教育行政力」を高めるために、教育職、行政職双方の職員の資質向上に努めることが必要である。指導主事等教育職の職員については、行政的な仕事をこなすことで精一杯になることなく、専門職として教育現場に対するリーダーシップを発揮できるよう、資質向上に努める必要がある。一方で、行政職員については、予算等の管理的業務のみに従事し、教育内容等専門的な内容が含まれる仕事は遠ざける傾向も見られるが、そういった事務についても積極的に関与し、教育の専門性のある行政職員となるよう、資質向上に努めることが必要である。その際、教育行政部局内の各部署の所掌にまたがるような事項をコーディネートするスタッフを置くべきであるという意見もあった。

・また、教育行政部局の職員だけでは対応が困難な問題について、弁護士等の外部専門家による支援体制を整備することも求められる。

・また、教育委員が会議において常に活発に議論し、適切な意思決定が行えるよう、教育行政部局から十分な情報提供をすることが必要である。さらに、教育委員自身が情報の把握、情報の交換を行うことができるよう執務環境を整えることも有効であるという意見もあった。

・一方、小規模の市町村では、専門職である指導主事が少数、あるいは1名もいないところも多いことから、指導主事の配置が進むよう、国や県の財政的支援が必要である。また、近隣の市町村が連携し、教育事務の処理の広域化に取り組むことも期待される。

・さらに、教育行政部局の体制強化とあわせて、学校への指導教諭の配置・活用を進め、学校現場からの指導体制の強化を図るとともに、学校の事務職員の専門性を高めるなど事務機能の強化を図ることも必要である。

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問の概要
(平成26年11月20日)

趣旨

- ◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
- ◆ そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、**伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要。**

- ◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。
- ◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という、**学びの質や深まりを重視することが必要。**また、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点が重要。

審議事項の柱

- 1. 教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方**
 - これからの時代を、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために**必要な資質・能力**の育成に向けた**教育目標・内容の改善**
 - 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習(いわゆる「**アクティブ・ラーニング**」)の充実と、そうした学習・指導方法を教育内容と関連付けて示すための在り方
 - 育成すべき資質・能力を育む観点からの**学習評価の改善**
- 2. 育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や、※詳細については、3ページ目以降既存の教科・科目等の目標・内容の見直し**
- 3. 学習指導要領等の理念を実現するための、各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策**
 - 各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連の**カリキュラム・マネジメント**の普及
 - 「**アクティブ・ラーニング**」などの新たな学習・指導方法や、新しい学びに対応した評価方法等の開発・普及

育成すべき資質・能力を踏まえた教育課程の構造化(イメージ)

教育の普遍的な目的・目標

- 教育基本法に規定する教育の目的(1条)、目標(2条)等
- 学校教育法に規定する教育の目的・目標、学力の三要素(知識・技能、思考力・判断力・表現力、学習意欲)等

時代の変化や子供たちの実態、社会の要請等

生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等に伴う厳しい挑戦の時代を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら新しい価値を創造し、未来を切り開いていく力が必要。

新しい時代に必要となる資質・能力の育成

- ◆自立した人間として、他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力
- ◆我が国の子供たちにとって今後重要と考えられる、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や、多様性を尊重する態度、他者と協働するためのリーダーシップやチームワーク、コミュニケーションの能力、豊かな感性や優しさ、思いやり等

何ができるようになるか

育成すべき資質・能力を育む観点からの
学習評価の充実

何を学ぶか

育成すべき資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

- ◆ グローバル社会において不可欠な英語の能力の強化(小学校高学年での教科化等)や、我が国の伝統的な文化に関する教育の充実
- ◆ 国家・社会の責任ある形成者として、自立して生きる力の育成に向けた高等学校教育の改善等

どのように学ぶか

育成すべき資質・能力を育むための 課題の発見・解決に向けた主体的・協働 的な学び(「アクティブ・ラーニング」)

- ◆ ある事柄を知っているのみならず、実社会や実生活の中で知識・技能を活用しながら、自ら課題を発見し、主体的・協働的に探究し、成果等を表現していけるよう、学びの質や深まりを重視。

理念を実現する 環境作り

- ◆各学校のカリキュラム・マネジメント支援
- ◆新たな学習・指導方法や評価方法の更なる開発や普及を図るための支援

グローバル社会で求められる力の育成

◆ グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、外国語で躊躇せず意見を述べ他者と交流していくための力や、我が国の伝統文化に関する深い理解、他文化への理解等をどのように育むべきか。特に英語の能力について、例えば以下のような点をどのように考えるべきか。

- (1) 小学校から高等学校までを通じて達成を目指すべき教育目標を、「英語を使って何ができるようになるか」という観点から、四技能に係る一貫した具体的な指標の形式で示すこと
- (2) 小学校では、中学年から外国語活動を開始し音声に慣れ親しませるとともに、高学年では、学習の系統性を持たせる観点から教科として行い、身近で簡単なことについて互いの考えや気持ちを伝え合う能力を養うこと
- (3) 中学校では、授業は英語で行うことを基本とし、身近な話題について互いの考えや気持ちを伝え合う能力を高めること
- (4) 高等学校では、幅広い話題について発表・討論・交渉などを行う能力を高めること

高等学校教育

◆ 中央教育審議会における高大接続改革に関する議論や、これまでの関連する答申等も踏まえつつ、高校生が、**国家・社会の責任ある形成者として、自立して生きる力を身につける**ことができるよう、例えば以下のような課題についてどのように改善を図るべきか。

- (1) 今後、国民投票年齢が満18歳以上となることなども踏まえ、国家・社会の責任ある形成者となるための教養と行動規範や、主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力を、実践的に身に付けるための新たな科目等の在り方
- (2) 日本史の必修化の扱いなど地理歴史科の見直しの在り方
- (3) より高度な思考力・判断力・表現力等を育成するための新たな教科・科目の在り方
- (4) より探究的な学習活動を重視する視点からの「総合的な学習の時間」の改善の在り方
- (5) 社会的要請を踏まえた専門学科のカリキュラムの在り方など、職業教育の充実の在り方
- (6) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための教科・科目等の在り方

育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の在り方や、教育内容の見直し例②

幼児教育

- 子供の発達の早期化をめぐる現象や指摘、幼児教育の特性等を踏まえ、幼児教育と小学校教育をより円滑に接続させていくためには、どのような見直しが必要か。

体育・健康

- 子供の体力等の現状を踏まえつつ、2020年のオリンピック・パラリンピック開催を契機に、子供たちの運動・スポーツに対する関心や意欲の向上を図るとともに、体育・健康に関する指導を充実させ、運動する習慣を身に付け、健康を増進し、豊かな生活を送るための基礎を培うためには、どのような見直しが必要か。

特別支援教育

- 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての学校において、発達障害を含めた障害のある子供たちに対する特別支援教育を着実に進めていくためには、どのような見直しが必要か。

その際、特別支援学校については、小・中・高等学校等に準じた改善を図るとともに、自立と社会参加を一層推進する観点から、自立活動の充実や知的障害のある児童生徒のための各教科の改善などについて、どのように考えるべきか。

その他の課題

- 社会の要請等を踏まえ、教科等を横断した幅広い視点からの取組が求められる様々な分野の教育の充実のための方策について、関係する会議等におけるこれまでの議論の状況等を踏まえつつ、どのように考えるべきか。
- 各教科等の教育目標や内容を、初等中等教育を通じて一貫した観点からより効果的に示すためにどのような方策が考えられるか。また、学年間や学校種間の教育課程の接続の改善を図ることについて、現在中央教育審議会で御議論いただいている小中一貫教育に関する検討状況も踏まえつつ、どのように考えるべきか。